静岡県選挙管理委員会規程第２号

公職選挙法による選挙運動に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年５月７日

静岡県選挙管理委員会委員長　立石　健二

公職選挙法による選挙運動に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動に関する規程（昭和34年選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

第28号様式の３を次のように改める。

第 28 号様式の 3 (参議院名簿届出政党等名称等掲示) (第 58 条関係)

年　　月　　日執行　参議院比例代表選出議員選挙 参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名掲示 何市（区）（町）選挙管理委員会	
（ふりがな） 参議院名簿届出政党等の名称	
（ふりがな） 略　　称	
（ふりがな） 参議院名簿登載者の氏名	

備考

一　この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙において、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に掲示をする場合及び選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所又は公職選挙法施行令第百二十五条の四に規定する市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。）の選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に掲示をする場合の様式である。

二　参議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、公職選挙法第百七十五条第三項本文の規定によるくじで定めた順序に従い、上から行うものとすること。

三　参議院名簿登載者（同法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）の氏名の掲載の順序は、同法第百七十五条第四項の規定に従い、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。

四　同法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者の氏名の掲載は、その他の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該その他の参議院名簿登載者の氏名の次に、当該掲示の掲載をすること。

五　「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については縦書きとすること。この場合においては、参議院名簿による候補者届出書の記載に従つて、ふりがなを付すること。

附　則

この規程は、公表の日から施行する。